

名古屋市青少年交流プラザ地域活動への参加・参画事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う地域活動への参加・参画事業を実施するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、青少年が、自らの力や経験を生かして、地域や市内公的施設等の取り組みに参加・参画し、多世代と交流を図りながら地域活動やまちづくりに貢献することで、社会性や主体性、協調性など、自立するうえで必要な能力や資質を育むことを目的とする。

(支援内容)

第3条 プラザは、青少年（15歳（義務教育相当の学校に在学するものを除く。）以上34歳以下の者をいう。以下同様とする。）が地域活動に参加・参画することができるよう次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域や市内公的施設等へ事業を紹介し、青少年が活動できる機会の創出を依頼する。
- (2) 地域や市内公的施設等からの依頼を受け、プラザの青少年育成サポーター登録者や利用登録団体等へ情報提供を行う。
- (3) 活動の意思を表明した青少年育成サポーター登録者や利用登録団体等と青少年の地域活動への参加を希望する団体（以下「依頼者」という。）との調整を行う。
- (4) 活動の意思を表明した青少年に対して、事前に助言と指導を実施する。

(地域活動)

第4条 本事業の目的を踏まえ、プラザは青少年に対し、次に掲げる地域活動の情報提供を行う。

- (1) 地域や市内公的施設等での子どもの遊び体験支援
- (2) 地域や市内公的施設等でのイベント運営補助
- (3) 地域や市内公的施設等でのイベントのステージ出演
- (4) その他、プラザ所長が必要と認める活動

(依頼手続等)

第5条 原則、依頼者は、事業実施日の1ヶ月前までに、青少年が参加する地域活動等の詳細が分かる資料を添付し、依頼書をプラザへ提出する。

- 2 原則、依頼者は、青少年が地域活動に参加する際に必要となる交通費等の実費相当額を青少年に支給する。
- 3 依頼者は、プラザに対し事業終了後、一週間以内に事業報告書を提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。